

JULY 2011
VOL.01

〈かかし〉は、外国人技能実習受入れにおける不正を、日夜ウォッチし、健全な農業の実現を支援します。

かかし

K A K A S H I



今回は、
災害にも負けず
頑張る人たちを
紹介します。

指導する清水夫妻と技能実習生

技能実習を貫く

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は東北から関東にかけて大災害をもたらし、犠牲者・行方不明者が2万3千人に迫る惨事となっている。被災地の農家は地震と津波による直撃的被害に加えて、福島第一原発事故や風評被害でも大損害を被った。

この未曾有の災害発生により、農業分野の外国人技能実習生にも多くの不安と動揺が起こり、大震災や原発事故の発生直後から、多くの外国人技能実習生がパニック的に帰国した。特に茨城県沿岸部の鹿行地区では、約4割近くの外国人農業技能実習生たちが帰国してしまった。

しかしそんな状況の中でも、当初の予定にもとづいて技能実習を続けている技能実習生や受入れ農家もたくさんいる。そこで今回は、大震災や原発事故の発生にも負けないで、技能実習を貫徹している茨城むつみ農業協同組合管内の清水隆さんと、同農家で露地野菜農業を学び働いている中国人技能実習生の二人を訪ねた。あわせて、彼らを懸命にサポートしている監理団体と送出し機関もご紹介したい。

◆ 受入れ農家と技能実習生 ◆

J A管内三和地区野菜生産部会の部会



技能実習生の方さん

長を務める清水隆さんは、恵まれた自然環境にある県西部の猿島台地の畑作地帯で年間を通じてにんじん、レタス、白菜、ナス、キャベツなど延べ10haを栽培する、農業暦35年の優良生産農家である。清水さんは今まで4人の外国人研修生を受入れ、現在は6期生目であるが熱心に実習指導を続けている。この長年の経験において、清水さんの一貫した指導モットーは、誠実さとやさしさである。そのことを具体的に清水さんは、生活指導員の奥さんとともにこう語る。

「日常会話のハンデはあるが、セル苗栽培の先進技術などスピード感をもって修得してほしい。また日本での生活ぶりも身につけて、いいところは母国で活かしてほしい」と。

この技能実習生達は、「お父さん、お母さんは優しい。ここで働き・学ぶのは楽しい。大震災発生時は帰国について

て正直迷ったけど、やはりお父さんやお母さんを信じて、しっかりと勉強して帰りたい」

農家と技能実習生の培ってきた信頼関係は、少しも揺るいでないと確信した。

◆ 監理団体と送出し機関 ◆

J A茨城むつみは、2001年から外国人研修生受入れ事業に取り組んできた。J Aの事業理念にも、「受入れ農家の技術移転と人材育成は国際貢献である」と明確に唱っている。

J Aでは実習実施機関の38戸の受入れ農家に対して定期的に情報交換を行っているが、今回の大震災や原発事故に際しては、72名の技能実習生や農家側と頻繁に接触して要望・意見を可能な限り聞いた。「技能実習生の動揺や不安解消に努め、農家との共通認識のもとに技能実習の成果と実績を高めるように努力しています」と、J Aの高橋営農企画課長は語る。

また、送出し機関とも定期的に協議し、技能実習制度での課題解決を図っている。J Aの外国人推進委員会や理事を含めた中国訪問を定期的に実施し、技能実習生の面接および事前研修視察などの交流も長く続けている。その結果、帰国技能実習生達の村長就任や農

業技術指導等を通じて、リーダーとして地元経済に貢献している姿を確認している。

一方、送出し機関の懸命のサポートも忘れてはならない。第一期生の送出しから10年間、技能実習生をサポートしてきた送出し機関の李代表は、自らの10数年の経験に基づき、「技能実習生やその実習生を育ててくれた母国の両親との信頼、さらに日本の受入れ農家やJ Aとの信頼によってこの事業は支えられています。私はこの事業が、中日友好におおいに貢献していると自負しています。今回の大震災や原発事故では、この信頼関係をよりどころに、日本に在留している技能実習生や母国の肉親に対して、震災直後から必死で説得しました。その結果、全

国のJ Aを通じて農家へ送出している800名超の技能実習生のうち、帰国したのは2名でした」

大震災にめげない受入れ機関や国境を越えた送出し機関の努力が、農業の外国人技能実習制度をしっかりとサポートしている、改めて力強く実感した。



左から高橋課長、李代表、清水さんを挟んで両実習生



シリーズ連載 -6-

農業の外国人技能実習生に対する入来院特定社労士の労務管理シリーズとして、

- 昨年から今までに「かかし」に掲載したものです。
 - 第1回 《技能実習生を雇用管理するうえでの心得》
 - 第2回 《技能実習生が労働災害にあつたら》
 - 第3回 《技能実習生の賃金》
 - 第4回 《労働時間の管理》
 - 第5回 《変形労働時間制》
- そこで今回はシリーズ第6弾として、前回に引き続き変形労働時間に焦点をあて、1年単位の変形労働時間制の導入事例を連載します。貴重な実例ですので、今後の導入検討資料としてご活用ください。

第6回 変形労働時間制(2)

入来院重宏特定社会保険労務士

(6) 1年単位の変形労働時間制の導入例

花苗、野菜苗の生産をしているS社の例です。

ステップ① 2,850時間を2,531時間に

全従業員の過去1年間のタイムカードから検証したところ、実労働時間は、平均して年間約2,850時間(月平均238時間)あり、他産業に換算すると恒常的に毎月65時間程度の残業があるという状況となっていました。

休日は原則週1日ですが、夏季と冬季

にまとまった休日があり、これらの休日を考慮して各月の予定労働時間を作成したところ、年間で2,531時間となり、約320時間の労働時間の短縮を図れることがわかりました。

※表1「実績から想定する労働時間」の「A修正前(時間)」を参照

ステップ② 限度は2,405時間

「1年単位の変形労働時間制」を導入するため、年間所定労働時間約2,085時間(365日÷7日×40時間)を月ごとに割り振り、これを月ごとの所定労働

時間としました。所定労働時間と予定労働時間との差約446時間が残業時間となります。1年単位の変形労働時間制を導入した場合の残業時間の総枠は2,405時間(2,085+320)です。約120時間(2,531時間-2,405時間)が残業過多なので、1日につき30分休憩時間を増や



表1) S社が1年単位の变形労働時間制を導入する場合の所定労働日数等

月	実績から想定する労働時間		計 画				
	A:修正前(時間)	B:修正後(時間) (A-C×0.5h)	C:所定労働日数	D:所定休日数	E:所定労働時間(日)	F:所定労働時間(月) (C×E)	G:時間外労働時間(月) (B-F)
8月	178.5	168.5	20	11	8	160	8.5
9月	234	221	26	4	7.5	195	26
10月	243	230.5	25	6	8	200	30.5
11月	204	193.5	21	9	8	168	25.5
12月	160	150	20	11	6	120	30
1月	136	127.5	17	14	6	102	25.5
2月	176	165	22	6	6	132	33
3月	270	256.5	27	4	8	216	40.5
4月	260	247	26	4	8	208	39
5月	263	249.5	27	4	8	216	33.5
6月	214.5	203	23	7	8	184	19
7月	192	180.5	23	8	8	184	0
合計	2,531	2,392.5	277	88		2,085	311

例) S社の技能実習生Tさんの2007年～2008年の勤務予定表の抜粋

8月の予定表

第1週		第2週		第3週		第4週		第5週	
1(水)	8時間	8(水)	8時間	15(水)	休み	22(水)	8時間	29(水)	8時間
2(木)	8時間	9(木)	8時間	16(木)	休み	23(木)	8時間	30(木)	8時間
3(金)	8時間	10(金)	8時間	17(金)	休み	24(金)	8時間	31(金)	8時間
4(土)	休み	11(土)	休み	18(土)	休み	25(土)	休み		
5(日)	8時間	12(日)	休み	19(日)	休み	26(日)	8時間		
6(月)	8時間	13(月)	休み	20(月)	8時間	27(月)	8時間		
7(火)	8時間	14(火)	休み	21(火)	8時間	28(火)	8時間		
週労働時間	48時間	週労働時間	24時間	週労働時間	16時間	週労働時間	48時間	週労働時間	24時間

※所定労働日数:20日/1日の所定労働時間:8時間/1か月所定労働時間:160時間

9月の予定表

第1週		第2週		第3週		第4週		第5週	
1(土)	休み	8(土)	休み	15(土)	休み	22(土)	休み	29(土)	7.5時間
2(日)	7.5時間	9(日)	7.5時間	16(日)	7.5時間	23(日)	7.5時間	30(日)	7.5時間
3(月)	7.5時間	10(月)	7.5時間	17(月)	7.5時間	24(月)	7.5時間		
4(火)	7.5時間	11(火)	7.5時間	18(火)	7.5時間	25(火)	7.5時間		
5(水)	7.5時間	12(水)	7.5時間	19(水)	7.5時間	26(水)	7.5時間		
6(木)	7.5時間	13(木)	7.5時間	20(木)	7.5時間	27(木)	7.5時間		
7(金)	7.5時間	14(金)	7.5時間	21(金)	7.5時間	28(金)	7.5時間		
週労働時間	45時間	週労働時間	45時間	週労働時間	45時間	週労働時間	45時間	週労働時間	15時間

※所定労働日数:26日/1日の所定労働時間:7.5時間/1か月所定労働時間:195時間

ステップ ③ 固定残業手当を導入

S社は、技能実習生の賃金を高卒初任給と同額とすることをしました。高卒初任給は、賃金テーブルの最低賃金(1等

すこととして解決を図りました。
※表1「実績から想定する労働時間」の「B修正後(時間)」を参照

級1号)とし、地域別最低賃金をベースに設計することとしました。
また、月額賃金は「基本給+固定残業手当」とし、固定残業時間を45時間とすることによって月額賃金(基本給+固定残業手当)を支給し、残業が45時間内であれば、残業代の支給は不要とすることとしました。



かかし 01号 発行元: 都道府県農業会議・全国農業会議所

〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8 中央労働基準協会ビル2F ●外国人研修・技能実習制度に関する相談窓口 TEL.03-6910-1125

*この冊子は外国人技能実習受入れ適正化支援事業の一環で監理団体や実習実施機関に向けて発行している業務参考資料です。